

届出の際には、窓口に来られた方の本人確認を運転免許証やマイナンバーカード等でさせていただきます。  
(土・日曜日、祝日、年末年始、業務時間外は窓口では受付できません。)

なお、土・日曜日、祝日、業務時間外は宿日直員で受付しお預かりします。審査は翌開庁日となります。  
審査後、届出人の方に連絡させていただく場合がありますので、必ず日中につながる電話番号を記入してください。

※届出前に記入内容等についてご相談ください。

#### ■戸籍に関する主な届出

内 容		届出期間	届出する人	届出地	必要なもの
出生届		子が生まれた日から14日以内(生まれた日を1日目として起算)	子の父又は母	生まれたところ、本籍地または届出人の住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生届(医師等の証明が必要)</li> <li>母子手帳</li> </ul>
死亡届		死亡した事実を知った日から7日以内	①同居の親族・同居していない親族 ②同居者・家主・地主・家屋管理人など (届出前に相談が必要)	死亡したところ、死亡者の本籍地または届出人の住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届(医師の診断書が必要)</li> </ul> ※届書受付の際に、火葬場(斎場)の使用手続きも併せて行います。
婚姻届		届け出た日から効力を生ずる	夫及び妻になられる方	届出人の本籍地または住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻届</li> </ul> ※本籍地以外の市区町村に届出するときは戸籍謄本が必要
離婚届	協議離婚	届け出た日から効力を生ずる	夫及び妻	届出人の本籍地または住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚届</li> <li>裁判離婚の場合は、調停調書、審判書謄本等の裁判所からの書類</li> </ul> ※本籍地以外の市区町村に届出するときは戸籍謄本が必要
	裁判離婚	調停・和解等の成立日または審判・判決確定日から10日以内	申立人(期間内に届出をしないときは、相手方も届出可能)		

※ このほか、養子縁組届、養子離縁届、転籍届、入籍届、認知届などがあります。

※ 不受理の申出(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知)については、事前にご相談ください。